

一般社団法人加賀労働基準協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人加賀労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県加賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として石川県加賀市において、会員及び本会の設立趣旨に賛同する者の連絡協調により、労働基準法及び労働安全衛生法、労働保険など、労働関係法令の周知啓蒙、その他労働条件の維持向上を図るための諸事業を行い、もって、職業の安定、労働者の福祉を増進し、産業発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労務管理改善に関する事項
- (2) 労働災害防止対策に関する事項
- (3) 健康管理に関する事項
- (4) 雇用促進に関する事項
- (5) 労働福祉対策に関する事項
- (6) 産業安全及び労働衛生等の教育講習等に関する事項
- (7) ガス、蒸気、粉じん、騒音、照明、水質等作業環境測定の実施及び指導に関する事項
- (8) 労働安全衛生用品等の斡旋に関する事項
- (9) 労働保険事務組合の運営、労働保険関係手続等に関する事項
- (10) 広報・委託に関する事項
- (11) インターネットホームページの運営に関する事項
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同する個人または法人・団体をもって会員とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の議決を得て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 この法人の会員は、会員の申し出によって退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上にわたって納入しないとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散もしくは、これに類する事実が生じたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第 14 条 総会は、毎年度 1 回、事業年度終了後 3 か月以内に定時総会を開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

（招 集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するに当たり、会長は、総会の日前の 1 週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。
- 4 第 18 条に掲げた総会の書面表決等を行う場合には、その旨を記載した書面で総会の招集を総会の日前の 2 週間前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席の場合は、出席会員の中から選出する。

（決 議）

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数の議決権を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事の候補者の合計が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめその通知された事項に限り書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席会員または理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名以内
専務理事	1名
理 事	18名以上22名以内(会長、副会長、専務理事を含む)
監 事	2名以内

2 前項の会長をもって、一般社団法人に関する法律上の代表理事とする。同様に、専務理事をもって、一般社団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の内から選任する。

2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利及び義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第26条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。

4 参与は会長の求めに応じてこの法人の事務に参画する。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 顧問及び参与は総会の議決を経て、別に定めるところにより報酬又は費用の弁償を受けることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長・副会長・専務理事の選定及び解職

(監事の出席)

第30条 監事は、理事会に出席し、その業務に関し意見を述べることができる。

(開 催)

第 31 条 理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催し、会長及び専務理事は職務の執行状況を報告しなければならない。

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に通知をしなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会は、代理人による議決権の行使、書面等による議決権の行使は認められない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、当議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 専門部会・事務局

(専門部会)

第 36 条 この法人の事業を執行するため、次の部会を置く。

(1) 雇用対策研究部会

(2) 安全衛生部会

2 前項のほか理事会が必要と認めたときは随時部会を設けることができる。

3 部会長は理事又は理事の推薦に基づく者を当て、会長がこれを委嘱する。

4 部会委員は部会長の推薦に基づき会長がこれを委嘱する。

5 部会の運営にかかる事項は別にこれを定める。

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、専務理事をもって充てる。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議による。

(資産の支弁)

第40条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 収支計算書
 - (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
 - (5) 貸借対照表
 - (6) 正味財産増減計算書（損益計算書）及び貸借対照表の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の規定により報告され、又は、承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

(解 散)

第 45 条 この法人は、一般法人法第 148 号第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意を得て解散することができる。

(清 算)

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 47 条 この法人が解散したときは、会長が清算人となる。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人

の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事(会長)は、打本照治とする。
- 4 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他の法令の定めるところによる。